

町県民税申告相談のお知らせ

令和4年度町県民税の申告相談が始まります。令和4年1月1日現在、みなかみ町に住所があり、前年中（令和3年1月1日～令和3年12月31日まで）に所得がある方は申告が必要になります。

裏面の申告相談日程をご覧ください、指定された日（対象地区）に申告手続きを済ませてください。

なお、都合により指定された日に申告できない場合は、旧町村地区の期限内であれば申告相談が可能です。

○ 申告が必要な方

- ・ 2ヶ所以上から給与を受けている方
- ・ 給与所得者で年末調整をしていない方や、給与所得以外に所得のある方
- ・ 年金や恩給のみ受けていた方で、各種控除（社会保険料控除・扶養控除など）のある方
- ・ 営業、農業、不動産などの所得があった方
- ・ 収入が無く、控除対象配偶者または扶養親族となっていない方

申告をしないと、国民健康保険税の軽減の判定要件から除外され減額できません。また児童手当や障害年金の受給、及び各種補助金、公営住宅入居、国民年金の免除申請、融資などの手続きに必要な各種証明書の交付が受けられないことがあります。

○ 申告が不要な方

- ・ 公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に扶養や障害者控除など追加する項目がない方
- ・ 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- ・ 年末調整された給与所得のみで、勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方

○ 申告に必要なもの

- ・ 源泉徴収票（給与所得者、年金・恩給受給者）
- ・ 所得を確認できる資料（収支内訳書、事業主の支払証明書、収入支出のわかる帳簿や領収書、通帳など）
- ・ 控除の種類に応じた領収書や証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料等の支払証明書）
- ・ 障害者控除を受ける方はその手帳または証明書
- ・ マイナンバーカードもしくは通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

★★★ 申告相談におけるお願いと注意事項 ★★★

申告相談時間や待ち時間の短縮のため、次のことについてご協力をお願いします。

■ 土地、株式等の譲渡所得のある方へ

沼田税務署にて申告手続きをお願いします。

■ 営業、農業、不動産などの所得のある方へ

各事業における収支内訳書（青色申告を除く）、領収書等（領収印があるもの）、不動産所得のある方は租税公課（固定資産税等）をノート等に集計・整理をし、会場へお持ちください。

■ 医療費控除を受ける方へ

医療費のお知らせ、令和3年中に支払った医療費の領収書を受診者ごとに整理し、受診機関名と金額をノート等に集計し、会場へお持ちください。領収書の添付は不要ですが、明細書または医療費通知等の添付は必要になります。

問合せ先：税務課住民税係

役場代表 62-2111（内線473） 住民税係 直通 25-5007